

## 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書

平成 30 年度の診療報酬の改定にむけ、今年 4 月 20 日の財政制度等審議会では、「医療・介護制度改革の視点」の一つとして、「公定価格の適正化・包括化等を通じた効率的な医療・介護」をあげ、今後、診療報酬の適正化や薬価の見直し等について検討することとしています。

安心・安全の医療を国民に安定して提供するためには、医療の質を損なわないよう、診療報酬の適正な水準を確保することが必要であり、必要な報酬が確保されてこそ、医療機関の経営が守られ医療提供体制が整えられて、国民生活を支えることができるものです。

また、公立病院への交付税算定基準を許可病床から稼働病床に切りかえることによって、地方交付税による財政措置額が減少し、へきち、救急医療など不採算部門を担っている公立病院の経営は一層厳しいものとなり、医師・看護師不足のために、一時的に閉鎖している病床を、将来にわたって閉鎖を固定化する事態も懸念されます。

道内医療機関における病床削減は、出産のできる医療施設や救急医療の受け入れ施設が減少している現状に拍車をかけることにもつながりかねません。

また、地方においては、かかりつけ医などの不足に対応する、開業医誘致制度などの独自の取り組みがとられているが、十分な医療体制とはなっていません。

よって、国においては、地域医療を守り、国民医療の充実を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望します。

### 記

- 1 診療報酬の連続引き下げは行わず、適正な水準を確保すること。
- 2 公立病院の運営に対する地方財政措置の充実・確保を図ること。
- 3 地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 12 月 20 日

北海道名寄市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
規制改革担当大臣



宛